

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	ノートPC、高性能PC等什器・備品一式借受
発注課	保) 業務調整課
選定事業者	大丸株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>現在、当課中央卸売市場青果棟事務室で使用している各種機器及び備品類は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和3年度から上記選定業者よりレンタルしているものである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の対応業務は、感染状況や国の方針により業務量が流動的であることから、長期を見据えることができず、柔軟に対応するためには、各種機器及び備品類の調達を購入ではなくレンタルで行うことが適している。</p> <p>当課では、北海道公立大学法人札幌医科大学の公衆衛生学講座 小山雅之助教が開発した健康観察アプリ「こびまる」（以下、こびまるという。）を利用して、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への健康観察を行っている。</p> <p>上記選定業者以外から新たにパソコンを借受した場合、入替に伴うパソコンの設定を行う必要が生じ、本市職員による作業に加え再度開発者に依頼のうえ1台1台のパソコンにこびまるの設定を行わなくてはならず、多大な労力を要する。</p> <p>また、当課では、在籍職員が土日祝を含め、朝早くから夜遅くまで勤務している体制であることを考慮すると、各種機器及び備品類の入替作業等を行う時間や場所を確保することは困難であり、限られた時間や場所の中で備品類の入替作業を行う場合であっても、その作業に遅延が発生した場合や他の現行機器等に不具合等を及ぼした際には、医療対策室業務に多大な支障をきたし、市民の命に係る事態になる恐れがあることから、競争入札を行う場合は現行の借受契約と一定の重複期間を設けて借受を行う必要があり、余分な経費が生じる。</p> <p>以上のことから、適切に業務を遂行できる体制を維持・継続するためには、現行の機器及び備品類を切れ目なく継続して使用することが必要不可欠であり、入替に伴う負担及び経費を考慮すると、競争入札に付することが不利と認められることから、現在使用している各種機器及び備品類に係るレンタル契約を締結している上記選定業者を相手方として契約を締結する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決定日	令和4年 6月 21日